

(令和8年度 保護者用リーフレット)

静岡県立吉原高等学校 「ラーケーションの日」

ラーケーションとは、子どもの学び（ラーニング）と、保護者の休暇（バケーション）を組み合わせた造語です。「子どもが保護者等とともに、平日に校外（家庭や地域）で、体験や探究の学び・活動を自ら考え、企画し、実行ができる日」として御理解ください。

保護者の皆様におかれましては日頃本校の教育活動に御理解、御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、静岡県内の公立高等学校では、「総合的な探究の時間」の充実に向け様々な取組を行っております。本校においても「総合的な探究の時間」では、「地域課題の解決」や「社会課題と進路」等、学校外の人や物に触れながらテーマ研究に取り組んでいます。

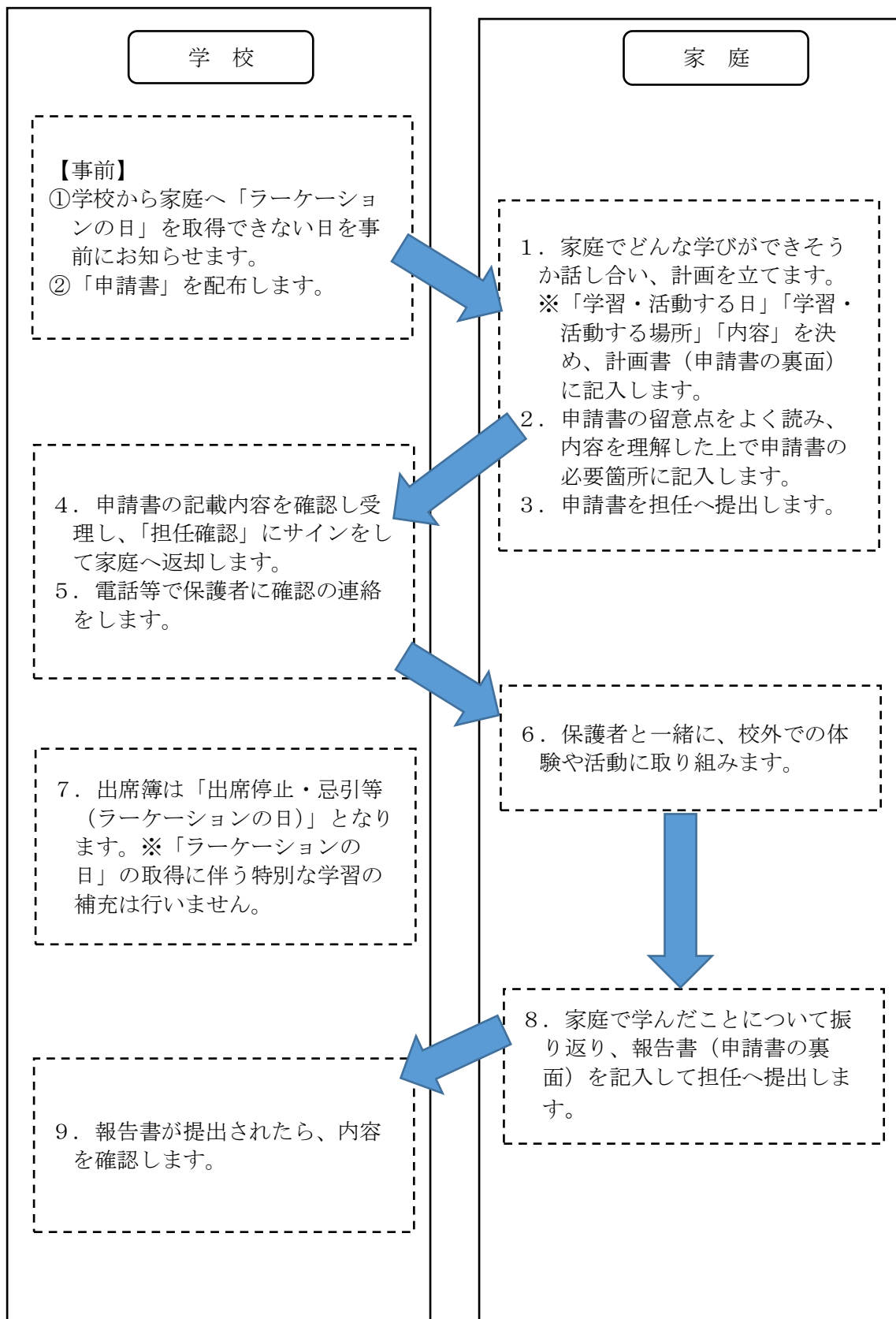
地域活動への参加や文化的・社会的活動の経験は学校教育で生徒に身につけさせたい主体性の育成につながっていくと考えています。このように、お子様が学校教育の枠を越え、さらには保護者の見守りの中、学校外のフィールドで学びを広げていくことは、御家族の深い絆の醸成にも好機になるのではと考えています。

本校ではこのような趣旨を踏まえ、まずは本年度に「ラーケーションの日」を試行的に取り入れたいと考えています。

令和8年9月

静岡県立吉原高等学校

1 ラーケーション取得の流れについて



2 ラーケーションの活動例

- (1) ものづくり
 - ・陶芸体験 ・金属加工 ・竹細工 ・染物体験 ・ガラス工房 など
- (2) 農業体験
 - ・お茶摘み体験 ・野菜、果物の収穫体験 ・酪農体験 など
- (3) 自然体験
 - ・星空観察 ・動植物観察 ・野外活動 ・環境学習 ・漁業体験 など
- (4) 芸術鑑賞
 - ・美術館鑑賞 ・博物館鑑賞 ・演劇鑑賞 ・音楽鑑賞 など
- (5) 国際交流
 - ・異文化体験 ・短期留学 など
- (6) 史跡探訪
 - ・貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅 など
- (7) その他
 - ・調理体験 ・プログラミング体験 ・災害教室参加 ・職業体験 など

3 留意点

- (1) ラーケーションの日は必ず取得しなければならないものではありません。連続でも分散でも取得することができます。3日間取得しなくても1日や2日でもかまいません。ただし、半日や時間単位での取得はできません。また、次年度に繰り越しはできません。
- (2) ラーケーションの日を取得したい場合には、計画書及び申請書をラーケーション取得日の2週間前を目途に担任へ提出してください。終了後は2週間以内に報告書を提出してください。
- (3) 出席簿・指導要録は「出席停止」（理由：ラーケーション）の扱いとなります。
- (4) 休暇制度の取得に伴う学習の補充は行いません。（病気等の欠席者と同様の扱いとなります。）
- (5) 「ラーケーションの日」の活動の際に発生したけが等は、学校管理下ではないため、「日本スポーツ振興センター」の災害共済給付制度の対象外になります。
- (6) 学校であらかじめ決められた年間行事等で「ラーケーションの日」として取得できない日を別紙にてお知らせします。取得不可日に欠席する場合は、「欠席（家事都合）」となります。

4 「ラーケーションの日」に関するQ&A

Q1 「ラーケーションの日」が取得できない日はどんな日ですか？

A1 体育大会や合唱コンクール等の行事や始業式や終業式などの式典です。別紙の各学校が定めた『「ラーケーションの日」が取得できない日』を参考にしてください。学年によっても取得できない日が異なる場合もあります。確認の上、「ラーケーションの日」の計画をお願いします。また、取得不可日に欠席する場合は、保護者への説明資料にも記載したとおり、「欠席（家事都合）」扱いとします。

Q2 3日の申請があり、1日目はラーケーションの活動理由にあてはまる活動ですが、2日目が活動理由にあてはまらない（観光や遊園地）場合、1日目は「出席停止」、2，3日目は「欠席（家事都合）」でよいでしょうか。

A2 申請の際に取得日数を1日として提出してください。
2，3日目は「欠席（家事都合）」となります。

Q3 活動理由が近隣での「星空観察」（午後出発で十分間に合う）の場合、1日出席停止になりますか。その他、移動だけの日の扱いはどうなりますか。

A3 半日や時間単位での取得はできないため、1日出席停止となります。
また、活動のために必要な移動時間等も含めて出席停止となります。